



高知基署発 0916 第2号  
平成 27 年 9 月 16 日

事業主各位

高知労働基準監督署長

土木工事における労働災害の防止の徹底の要請及び「第 49 回高知県  
産業安全衛生大会」(高知労働局後援)への参加のご案内について

労働基準行政の運営につきましては、平素から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ建設業における労働災害の防止に格別なご尽力をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

さて、今年の8月31日に道路復旧工事現場において、支障木を伐倒する作業中、伐倒木が伐倒予定方向と異なる方向に倒れ、労働者が死亡する労働災害が発生したところです。

この労働災害の発生状況及び再発防止対策は、別紙1のとおりです。

貴事業場におかれましては、同種災害が発生しないように労働災害防止の徹底を図っていただきますよう要請いたします。

また、来る10月2日(金)に別紙2のとおり「第49回高知県産業安全衛生大会」が開催されます。大会の特別講演といたしまして小松建設株式会社常務取締役和田義幸氏による『～職場の安全～「玉掛けと合図」』と題しての講演及び東京労災病院勤労者メンタルヘルス研究センター長の小山文彦氏による『これからのメンタルヘルス～ストレスチェック制度と二次・三次予防の実践に向けて～』と題しての講演が行われます。皆様の事業場におきまして、自主的な安全衛生活動を推進する上でとても有意義で参考となるものです。

つきましては、業務ご多忙のところ、誠に恐縮ではありますが、当大会への積極的なご参加を賜りますようご案内申し上げます。

なお、申込先は、高知県労働災害防止団体協議会事務局(FAX: 088-861-5567)ですが、既に参加の申し込みをされておられる事業場におかれましては、重ねての申し込みの必要はないことを申し添えます。

## 伐倒木の激突による災害

1 発生日 平成 27 年 8 月 31 日(月)

2 発生状況(調査中)

道路復旧工事現場において、支障木(杉、胸高直径 64 センチメートル)を山側に倒そうとしてその幹にワイヤロープを取り付け、チルホールで山側にけん引し、かつ、くさびを使用して伐倒していたところ、伐倒木が伐倒の予定方向と異なる方向に倒れ、被災者に激突したものと推定される。

3 被災状況

労働者(56 歳 男性)1名死亡

4 災害現場の写真



5 再発防止対策について

- (1) 労働者に伐木作業を行なわせるときは、伐倒の際に退避する場所をあらかじめ、選定すること。
- (2) 伐倒しようとする立木について、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口をつくること。
- (3) 上方向へ伐倒させる場合には、けん引具を有効に活用し、かつ、つるを多く残るように受け口を作り、追口にくさびを打ち込んで徐々に倒すこと。
- (4) 伐木作業を行なうときは、伐倒前に、立木及び隣接木の状態(立木の傾き、枝がらみ、つるがらみ、重心の位置等)を観察し、危険が予想される場合には、事業者の指示を受け、作業責任者又は、熟練者の指導のもとに作業を行なうこと。